

○総務省訓令第 号
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表2（第3条関係） 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項			別表2（第3条関係） 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項		
無線局の目的	免許の主体及び開設の理由		無線局の目的	免許の主体及び開設の理由	
	1 ～ 88	[略]		1 ～ 88	[略]
アマチュア業務用	89	個人又は社団が、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究 <u>その他令和●年総務省告示第●号に定める業務に必要な通信（アマチュア人工衛星の追跡管制を行う通信を除く。）</u> を行うために開設するものであること。	アマチュア業務用	89	個人又は社団が、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究に必要な通信（アマチュア人工衛星の追跡管制を行う通信を除く。）を行うために開設するものであること。
	90	個人又は社団が、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究 <u>その他令和●年総務省告示第●号に定める業務に必要な通信（アマチュア人工衛星の追跡管制を行う通信に限る。）</u> を行うために開設するものであること。		90	個人又は社団が、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究に必要な通信（アマチュア人工衛星の追跡管制を行う通信に限る。）を行うために開設するものであること。

	91 ・ 92	[略]	
簡易無線業務用	93	簡易な事務又は個人的な用務を行う者が、当該簡易な業務又は個人的な用務に必要な通信を行うために開設するものであること。	簡易な事項
	94 ～ 14 6	[略]	

	91 ・ 92	[略]	
簡易無線業務用	93	簡易な事務又は個人的な用務を行う者が、当該簡易な業務又は個人的な用務に必要な通信を行うために開設するものであること。	簡易な事項
	94 ～ 14 6	[略]	

附 則
この訓令は、令和 年 月 日から施行する。